

令和元年度新潟市都市計画基礎調査集計解析業務委託 簡易公募型プロポーザル方式による業者選定実施要領

1 趣 旨

この要領は、新潟市都市政策部都市計画課が実施する令和元年度新潟市都市計画基礎調査集計解析業務の委託に際し、簡易公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 提案を求める業務の概要

- (1) 業務名 令和元年度新潟市都市計画基礎調査集計解析業務
- (2) 業務内容 都市計画基礎調査集計解析及び都市づくりの点検等
- (3) 履行期限 令和2年3月13日（金）（令和元年度発注分）
- (4) 令和元年度業務費上限額 9,000千円（消費税相当額を含む）
- (5) 注意事項

令和元年度、令和2年度の2箇年で業務委託を予定しているが、令和2年度予算については現段階で未確定であるため、契約について確約するものではなく、予算の範囲内で調査内容等を変更する場合がある。

令和元年度業務の内容については、令和元年度業務費上限額を踏まえ提案すること。また、令和2年度業務については、当該業務の背景及び目的を踏まえ、2箇年目の業務内容と業務費用を提案すること。

3 提案者の特定

- (1) 選定委員会
提案者の特定をするために、「令和元年度新潟市都市計画基礎調査集計解析業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を開催する。
- (2) 選定の方法
本要領に従い提案書を提出した者を対象に選定委員会委員が審査し、最も優れた提案を行った者を選定する。
- (3) 審査
選定委員会は、提案者の提案に対して、提案書を審査し、必要に応じて提案者へのヒアリング審査を実施する。実施要領に定めた配点基準により総合評価を行い、最も優れた提案を行った者を選定する。なお、提案結果が同得点であった場合は、委員により選定する。
- (4) ヒアリング
ヒアリングを実施する場合は、実施方法及び日程等について提案者に別途通知する。ヒアリングには、提案書に記載された管理技術者が必ず出席することとする。また、提案者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、ヒアリング審査の対象者を限定する場合がある。
- (5) 提案書の評価
提案書に対しては、次表に掲げる評価項目、配点を基準として評価を行う。

■評価項目・配点

<提案内容について>

提案書に記載された提案内容が業務の構成・流れや捉え方、検討項目の組み立て、各検討項目の実施・反映手法などについて、本市の実状を十分に考慮しているか、本業務の遂行にあたって適切なアプローチであり、目的にあった成果が見込まれるかという観点から提案者の認識と提案について評価を行う。

評価項目		評価基準
業務提案 (90点)	1) 本業務の実施方針、 業務フロー (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施にあたり、効果的かつ実現可能な進め方となっている。 ・各項目の検討時期が明確となっている。
	2) 基礎調査集計解析 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の特性、都市政策、都市問題、長期的視点からの課題等の認識が適切で、優れた知見を有している。 ・先進性、具体性があり、業務を着実に履行できる提案である。 ・公開、市民との共有に対する視点が的確であり、内容が明快である。 ・適切な資料編集が期待できる提案である。
	3) 都市づくりの点検 (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市都市計画マスタープランの内容・趣旨を的確に捉えている。 ・本市の都市政策、特性、都市経営上の課題に対する認識・視点等が的確である。 ・前項目を踏まえた適切な評価を期待できる提案である。
	4) 戦略的な土地利用 の形成に係る検討 (25点) 内訳：都市部(10点) 郊外部(15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の都市づくりの状況を熟知し、優れた知見・知識を有する。 ・先進性、具体性があり、有用な取り組みが期待される提案である。都市部、郊外部の提案についてそれぞれ評価する。
	5) 業務価格 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な業務量にふさわしい業務価格となっている。 ・上記1)～3)の業務提案に対し、適正な内訳構成となっている。 <p>※ただし、金額の多寡を評価するものではない。</p>

<提案者について>

評価項目		評価基準
業務遂行能力 (30点)	1) 配置技術者の実績・能力 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者全員について、過去5年の業務実績及び所有資格を評価する。
	2) 実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を計画どおりに履行できる体制となっている。

4 提案者に求められる資格要件

提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 新潟市の「令和元年度競争入札参加資格者名簿」において、入札参加業種として「土木関係建設コンサルタント」のうち「都市計画及び地方計画」の種目で登録されている者。
- (3) 本要領による手続き開始から契約の締結までの間において、新潟市長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (5) 過去5年以内(平成26～30年度)に、次の2つに該当する業務実績をそれぞれ有すること。
 - ・都市計画法第6条による「都市計画に関する基礎調査」の業務実績
 - ・地方自治体からの受注業務として、都市計画マスタープラン、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条による立地適正化計画、その他都市計画、まちづくり、公共交通等に関する総合的計画の策定のいずれかに該当する業務実績

5 参加表明書の提出

本要領による業者選定に参加しようとするものは、次により参加表明書の提出を要する。

- (1) 提出書類 別添「参加表明書」の様式による。
- (2) 提出期限 令和元年9月17日(火) 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。電送は認めない。持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は提出期限必着のこと。

6 質問及び回答

前記5により参加表明書を提出したものは、本業務及び本要領について質問することができる。質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出
 - ① 提出書類 別添「質問書」の様式による。
 - ② 提出期限 令和元年9月17日(火) 午後5時まで
 - ③ 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当
 - ④ 提出部数 1部

- ⑤ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)、電子メールに限る。FAXは認めない。
持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、
郵便、電子メールの場合は提出期限必着のこと。電子メールの場合は着
信を確認すること。
電子メール tokei@city.niigata.lg.jp (企画担当宛)

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和元年9月20日(金)までに、参加を表明した全員に電子メ
ール又はFAXで送信する。なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

7 過去の資料の閲覧及び場所

参加表明書を提出したもので、提案書作成上必要がある場合は、主に以下の報告書を閲覧す
ることができる。

なお、閲覧にはあらかじめ予約を要する。その他、職員の指示に従い閲覧する。

- ①平成23年度 都市づくり評価検討業務委託報告書
- ②平成27年度 都市計画基礎調査集計解析業務報告書
- ③平成28年度 立地適正化計画検討業務委託報告書

- (1) 閲覧期限 令和元年9月17日(火) 正午まで
(市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 閲覧場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 都市政策部 都市計画課

8 提案書の提出

- (1) 提出書類 別添配布資料「令和元年度新潟市都市計画基礎調査集計解析業務 提案
書作成要領」に規定する書類
- (2) 提出期限 令和元年9月27日(金) 午後5時まで
- (3) 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 都市政策部 都市計画課 企画担当
- (4) 提出部数 提案書8部(正本:1部/副本:7部)
※社名は正本にのみ表示し、副本には提案者が特定できるもの(社名、社
章等)を一切記載しないこと
※彩色したイラスト等はカラーコピーでもよい。
- (5) 提出方法 提出する提案は1案とし持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。持
参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵
便の場合は提出期限必着のこと。電送による提出は受領しない。また、
要求した内容以外の書類等についても受領しない。
- (6) 追加及び変更 提出後の案の差し替え(追加及び変更等)は提出期限までの間に限
り認める。

9 選定委員会における審査結果の通知

審査結果については、速やかに文書をもって通知する。選定されなかった者は、選定されなかった理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内の午前9時から午後5時までに書面により提出するものとする。なお、その回答は書面により行う。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記4の提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提出期限までに提案書を提出しなかった者
- (3) 審査のヒアリングを実施する場合、特別の事情がなく指定されたヒアリング時刻に遅れた者
- (4) 本要領の受領以降、選定結果の通知があるまでの間に、本件に関して選定委員会委員に接触を行った者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者、又は別添配布資料「令和元年度新潟市都市計画基礎調査集計解析業務 提案書作成要領」に違反する表現をした者
- (6) 前記2の業務費上限額を超える見積金額を提案した者

11 業務の委託

(1) 業務の委託

- ① 選定委員会で選定された最も優れた提案者に対し、当該業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。
- ② 市長は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ③ 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- ④ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。
- ⑤ 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。
- ⑥ 新潟市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

(3) 令和2年度業務の委託

令和元年度の業務内容において良好な成績をあげた場合は、令和2年度の業務委託を発注する際には本年度受託者に優先交渉権を与える。

12 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出期限後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

- (2) 提案書に記載した管理技術者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの新潟市の了解を得なければならない。
- (3) 提出された全ての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案者から了解を得ない限り公開しないものとする。

13 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続における提案書作成、ヒアリング参加費等、提案者が要した費用は提案者の負担とする。